

### 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 防衛省

21年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(19年8月策定)】	22年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(19年8月策定)】	政策評価 調書番号	政策評価 調書番号
政策	政策		
施策(広義)	施策(広義)		
施策(狭義)	施策(狭義)		
防衛省の任務である「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと」を実現する。このため、①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除またはその被害を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることを目標にし、効率的な防衛力整備等の我が国自身の努力と、同盟国や国際社会との協力を統合的に組み合わせ、これら目標の達成を図る。	防衛省の任務である「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと」を実現する。このため、①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除またはその被害を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることを目標にし、効率的な防衛力整備等の我が国自身の努力と、同盟国や国際社会との協力を統合的に組み合わせ、これら目標の達成を図る。		
1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施	1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施		
(1) 防衛政策	(1) 防衛政策	-	
(2) 安全保障対話・防衛交流	(2) 安全保障対話・防衛交流	-	
(3) 軍備管理・軍縮・不拡散	(3) 軍備管理・軍縮・不拡散	-	
(4) 情報収集・情報保全	(4) 情報収集・情報保全	-	
(5) 運用	(5) 運用	-	
(6) 情報通信	(6) 情報通信	-	
(7) 調達・補給・管理	(7) 調達・補給・管理	-	
2. 防衛装備品等の整備及び維持	2. 防衛装備品等の整備及び維持	-	
(1) 防衛装備品整備	(1) 防衛装備品整備	①	
(2) 施設整備	(2) 施設整備	③	
(3) 装備品等維持	(3) 装備品等維持	②	
3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用	3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用	-	
(1) 教育・訓練	(1) 教育・訓練	④	
(2) 募集・就職援護	(2) 募集・就職援護	⑤	
(3) 予備自衛官・即応予備自衛官	(3) 予備自衛官・即応予備自衛官	⑥	
(4) 衛生	(4) 衛生	⑦	
4. 防衛装備品の研究・開発の推進	4. 防衛装備品の研究・開発の推進	-	
(1) 研究・開発	(1) 研究・開発	⑧	
5. 防衛施設の安定的な運用の確保	5. 防衛施設の安定的な運用の確保	-	
(1) 基地周辺対策	(1) 基地周辺対策	⑨	
(2) 補償等	(2) 補償等	⑩	
6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進	6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進	-	
(1) 在日米軍従業員労務管理	(1) 在日米軍従業員労務管理	⑪	
(2) 在日米軍施設整備等	(2) 在日米軍施設整備等	⑫	
7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進	7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進	-	
(1) 事務官等採用	(1) 事務官等採用	-	
(2) 情報公開	(2) 情報公開	-	
(3) 個人情報保護	(3) 個人情報保護	-	
(4) 組織・定員	(4) 組織・定員	-	
(5) 環境保全	(5) 環境保全	-	
(6) 広報	(6) 広報	-	
(7) 政策評価	(7) 政策評価	-	
(8) 任用	(8) 任用	-	
(9) 給与制度	(9) 給与制度	-	
(10) 福利厚生	(10) 福利厚生	-	
(11) 会計制度	(11) 会計制度	-	
(12) 監査・監察	(12) 監査・監察	-	

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること  
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。  
 3. 21年度成立予算における政策評価体系図については、21年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(21年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。  
 4. 22年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って22年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、22年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。  
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。